

京都府歯と口の健康づくり推進条例に基づく 「京都府歯と口の健康づくり基本計画（第2次）」の概要について

平成30年3月
健 康 福 祉 部

1 計画策定の趣旨

本計画は、京都府歯と口の健康づくり推進条例（平成24年京都府条例第67号）第15条第1項の規定により、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口の健康づくりに関する基本的な計画（第2次）（平成30年度～35（2023）年度）として策定する。

2 計画の構成

（1）歯と口の健康づくりに関する基本方針

- 新 1 歯と口の健康は全身の健康にもつながることから、歯と口の健康づくりを通じ、府民の健康の保持・増進、健康寿命の延伸を図る。
- 2 個人や地域・職域に対し、歯科疾患の予防に向けた取組を推進するとともに、歯科疾患の早期発見・早期治療を促進。
- 3 歯と口の健康づくりに関する知識を普及し、生涯にわたり、ライフステージの特性に応じた歯と口の健康づくりを推進。
- 4 全ての府民が、適切かつ効果的な歯科保健医療サービスの提供を受けることができるよう、人材育成など環境整備を推進。
- 5 府民や保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育などの関係団体と連携し、総合的かつ計画的に歯と口の健康づくりを推進。

（2）ライフステージの特性を踏まえた施策の実施

1) 乳幼児期・学齢期

- ・フッ化物塗布・洗口等によるむし歯予防を推進。
- ・保育所、幼稚園、認定こども園、学校等において、歯みがき方法の習得や歯肉炎の予防、悪習癖による咬合不全の予防、歯科口腔保健を通じた食育等の歯科口腔保健指導を推進。

2) 成人期・高齢期

- ・地域・職域における歯科検診の受診啓発や受診機会の提供、妊産婦に対する歯科口腔保健指導の取組を推進。
- ・歯科疾患予防のため、歯周病と糖尿病等の全身疾患との関連性、喫煙の影響等に関する知識の普及啓発を推進。
- 新 ① 認知症、フレイル（虚弱）、低栄養などの予防のため、口腔機能の維持・向上による介護予防を推進。
- 新 ② 入院患者や在宅療養者における誤嚥性肺炎の予防のため、口腔ケアを推進。

3) 障がい者（児）・介護を必要とする者

- ・障がい者（児）や在宅療養者、介護施設・社会福祉施設等の通所者・入所者などに対する訪問歯科医療、障がい者歯科及び口腔ケアの充実を図るとともに、人材の育成、口腔機能の維持向上の必要性の啓発等を推進。
- ・地域包括ケアシステムにより、医療、保健、福祉、介護等が連携し、口腔管理を行う体制整備を推進。

4) 全ての年齢層（共通）

- ・歯科疾患の予防や8020運動を推進するため、歯と口の健康づくりに関する情報の提供や知識の普及啓発を推進。
- ・府民がかかりつけ歯科医をもつことを推進。
- ・各ライフステージに応じた歯科口腔保健を通じた食育を推進。

（3）歯と口の健康づくりの推進のための環境の整備等に関する施策の実施

1) 人材育成の推進

歯科保健医療等業務従事者に対する研修の充実を図るとともに、人材育成のための体制づくりなど環境整備を推進。

2) 歯科と医科・調剤等との連携の推進

がんや糖尿病等の生活習慣病患者の歯周疾患予防や治療にあたり、歯科と医科・調剤等の連携をはじめ、多職種の連携を推進。

④新3) 在宅歯科医療の充実

在宅歯科医療を行うための人材育成及び地域包括ケアシステムにおける在宅等における歯科医療のニーズを把握し、在宅歯科医療が受けられるよう多職種の連携を推進。

4) 災害時における歯科口腔保健のための体制整備

災害時における歯と口の健康の保持のため、人材育成等、速やかに口腔ケア等の対応が行える体制の整備を推進。

5) 口腔保健支援センターの設置

歯科疾患予防・重症化予防の推進等、歯科口腔保健医療の充実に向けた支援等の中核となる口腔保健支援センターを設置。

6) 府民歯科保健実態調査の実施

歯と口の健康づくりを推進するための指標を適切に評価するため、6年ごとに府民歯科保健実態調査を実施。

7) 府民運動の推進

「よい歯の日」、「歯と口の健康週間」、「いい歯の日記念週間」を設け、歯と口の健康づくりについて、府民の関心と理解を深める。

（4）計画の推進体制と進行管理

計画の推進に当たっては、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育などの施策や取組との適切かつ効果的な連携を図るため、行政機関、関係団体、学識経験者等からなる「京都歯と口の健康づくり推進協議会」を設置し、毎年度、計画の進行管理を行う。